

令和7年度 酒田市立第三中学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を解決することを目指して行っていく。

(1) いじめの定義等

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめの態様の例＞

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ問題に対する共通理解

- ① 「いじめは絶対にゆるされない」という認識を全職員が持ち、対策を行うこと。
- ② いじめはどの子供にも起こりうるものであり、未然防止に全教職員で取り組むこと。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験すること。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すこと。
- ⑤ ささいな兆候であってもいじめの疑いをもち、積極的にいじめを認知すること。
- ⑥ いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うこと。

2 いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法 第22条)

- (1) 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置く。また、下記の構成員で運営し、いじめ発生時には必要に応じて構成員を追加する。

平時	校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒支援部長、保健主事、教育相談主任
いじめ発生時	S C・教育相談員・医療等関係者、酒田市教育委員会、警察、児童相談所等

- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、いじめの防止・早期発見・早期対応及びいじめ疑い発生時の調査や重大事態時の対応など、いじめの問題に取り組むに当たって、次の役割を担う。
- ① いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ② いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ⑤ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
 - ⑥ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ⑦ いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ⑧ いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検、及び見直しを行う役割
 - ⑨ 本委員会で会議を開催した際の記録を作成し、保存する役割
 - ⑩ 本委員会の具体的な取り組みについては、以下3～7に記載する。

3 いじめの未然防止のための取組

- * 未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。
- * 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

- (1) いじめ防止対策委員会による定期的な取り組み
 - ① 週1回学年会および主任会を設定し、各学年の情報を共有する。
 - ② 月1回「心の日」を設定し、いじめや不安、悩みについてのアンケートを実施する。
 - ③ いじめ防止に関わる校内研修会を実施する。
- (2) 授業と生徒指導の一体化、「わかる」「できる」を実感できる授業づくり
 - ① 授業と生徒指導の一体化を図り、生徒指導の実践上の4つの視点に留意した授業づくりを行う。
 - ② 協働学習や個に応じた指導方法の工夫・改善を通して、「わかる」「できる」を実感できる授業づくりを行う。
- (3) 生徒主体となる「絆づくり」と「居場所づくり」
 - ① 生徒会が中心となり、仲間づくりレクなど生徒同士のつながりを深める活動や、学校生活をより良いものにしていくための活動積み重ねる。
 - ② 全校生徒が主体となって、学校行事（体育祭、合唱祭等）を作り上げる。
- (4) 保護者・地域の人々、PTAや学校外関係機関との連携
 - ① 「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、各家庭との必要な情報の共有や連携体制の構築に努める。
 - ② 三コミ活動など、地域の大人と関わる経験を通じて、地域に見守られているという安心感を育む。
 - ③ 外部講師を招聘して、生徒・保護者に対する情報モラル研修を実施する。

4 いじめの早期発見

- * いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- * たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- * 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(1) 相談窓口の整備

- ① 担任は1番の相談窓口であることを意識した対応に努める。また、養護教諭や学年団、部活動顧問等それぞれの立場から生徒との信頼関係を築き、相談しやすい関係性づくりに努める。
- ② おたより等を通じて、スクールカウンセラーや教育相談員が来校する日を知らせる。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ① 年3回（5月・11月・2月）の県いじめ調査発見アンケートを実施する。
- ② 月1回「心の日」を設定し、いじめや不安、悩みについてのアンケートを実施する。
- ③ 教育相談等を行う際の参考にし、緊急を要する案件は、即時適切に対応していく。

(3) 定期的な情報共有の場の設定

- ① 週1回学年会および主任会を設定し、各学年の情報を共有する。
- ② 学校全体で情報共有を行い、見届け体制をつくる。

5 いじめに対する適切かつ迅速な措置(早期対応・組織的対応)

- * 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- * 被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- * 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、酒田市教委、警察、児童相談所等の関係機関と連携し、対応に当たる。
- * いじめ事案について、時系列に沿って記録を残し、校内のファイルサーバーで管理・共有する。

(1) 指導体制と方針の決定

いじめの察知および事実確認

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けたら一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。

【他の業務に優先し、即日報告・組織的な対応につなげる。】

組織的な対応が必要ないじめと判断した場合

- ① 「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめに対する措置を協議する。
- ② 重大事態に該当するいじめの場合は、至急酒田市教育委員会に報告する。
- ③ いじめに対する措置として、次のような役割分担を行い、組織的に対応する。

誤解によるトラブル等、軽微な内容と判断した場合

- ① 一方的に指導して解決させることはせず、生徒たちの自治能力を高めることを視野に入れて指導する。
- ② 被害生徒・加害生徒の保護者に状況を説明し、協力を得る。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わず、聞き取りや指導を行った方が効果的な場合は、使用しなくてもよい。



●丁寧に事実の確認を行い、その事実に対する指導を行う。

●被害生徒と加害生徒の両者が前向きになれるような指導を心がける。

- ① 被害生徒を守り抜くことを伝えながら、安心して学校生活が送れるよう具体的に説明し支援する。【担任を中心に】
- ② 被害生徒の保護者には迅速に情報提供し、今後の対応を相談する。【学年主任中心に】
- ③ 加害生徒に対して、相手の心情に思いを寄せる指導を十分に行うと共に、「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度で指導する。また、加害生徒が内面に抱える不安やストレスに寄り添う。【生徒指導主事＋学年団】
- ④ 周囲の生徒に対して、自分の問題として捉え、「いじめは絶対にゆるされない行為」であることを理解させる。
【生徒指導主事＋学年団】
- ⑤ 加害生徒の保護者に事実の丁寧な説明と今後の対応において連携を図ることを願います。【学年主任中心に】
※保護者対応については、場合によっては管理職も対応する。
※早期解決のために、生徒・保護者の理解が不十分なままで、被害生徒・保護者と加害生徒・保護者を会わせることはしない。加害生徒・保護者に対しては被害生徒の心情理解をしっかりと行う。

(2) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分事として捉えさせ、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。
- ② 同調していた生徒については、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) インターネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② SNS等を利用したいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校の情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらの理解を求めていく。

(4) いじめの解消

*いじめの解消とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

※謝罪や一度の指導で解消とせず、継続的に見守りを図る。（休み時間の見守り、定期的な面談等）

6 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態と想定されるケース

- | | |
|---|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |
| ○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合 | |

(2) 重大事態発生後の動き

- ① 全職員にその旨を知らせるとともに、酒田市教育委員会に報告・協議する。

- ② 調査を行うための組織を立ち上げ、P T A 三役にもプライバシーを保護しつつ、協力を仰ぐ。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果を酒田市長に報告する。

(3) 重大事態発生時の留意点

重大事態が発生した場合は、関係のあった生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、酒田市教育委員会の指示のもと全校体制で取り組む。

7 教育相談体制といじめ防止年間計画

いじめに関わる取り組みの年間計画

	行事	取り組み		行事	取り組み
4月	始業式 入学式 P T A 総会（いじめ防止基本方針の説明）	校内研修（いじめ防止基本方針の確認） 生徒理解研修 定例会議①	10月	3年修学旅行 2年職業体験学習 1年ふれあい総合県北大	W E B Q U
5月	地区駅伝 体育祭 生徒総会	教育相談	11月	合唱祭 学期末テスト 生徒会役員選挙	県いじめ発見調査 1,2年教育相談、3年進路相談 校内研修（Q U 研・事例研） 定例会議③
6月	地区総体 学期末テスト	W E B Q U ・ 県いじめ発見調査 校内研修（S O S の出し方・受け止め方）＜生徒・教員＞ 定例会議②	12月	次年度新入生保護者説明会（いじめ防止基本方針の説明） 保護者会 終業式	県いじめ発見調査報告
7月	県中総体 保護者会 終業式	県いじめ発見調査報告	1月	始業式 議案書審議	長期休業中の生活状況把握 1, 2年教育相談 3年進路相談
8月	始業式	長期休業中の生活状況把握	2月	学期末テスト	県いじめ発見調査 定例会議④
9月	地区新人		3月	修了式 卒業式	県いじめ発見調査報告

※週1回学年会および主任会を設定し、各学年の情報を共有する。

※月1回「心の日」を設定し、いじめや不安、悩みについてのアンケートを実施する。

8 その他の留意事項

- (1) いじめ防止対策委員会での会議やいじめに関する様々な情報について、必ず記録を残し、集約・共有する。
- (2) チェックリストを用いて評価を行う。いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (3) 地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、地域と連携した対策を推進し、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。